

介護保険料(65歳以上の人)本算定のお知らせ

■ 介護保険料(年額)を7月中旬頃に通知します。

介護保険料は、本人・世帯の住民税の課税状況と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。

また、確定した介護保険料と、4月の仮徴収・暫定賦課分を差し引いた残りが今後支払う介護保険料となります。

(年額)	(仮徴収・暫定賦課)		=	(本徴収・以降の納期に振り分け)
確定した令和8年度 年間保険料	特別徴収	4・6・8月		10・12・2月の3回
	普通徴収	第1・2期		第3・4・5・6期の4回

■ 介護保険料の納め方

○特別徴収(年金からの天引き)

- ・65歳以上で、年金を年額18万円以上受けている人。
- ・2ヶ月おきに支払われる年金から支払期ごとに保険料が天引きされます。

○普通徴収(納付書、口座振替による納付)

- ・年金が年額18万円未満の人。

なお、年度途中で65歳となられた人や転入した人で、かつ年金を年額18万円以上受けている人については、初年度は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます。

- ・お支払いは、納付の手間が省ける口座振替をおすすめしています。

口座振替を希望しない方は、納付書により役場または町が定める金融機関等で納めてください。また、コンビニエンスストアやスマートフォンのアプリを利用したお支払いも可能です。



■ 介護保険料を滞納していると

地方自治法の督促・滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用した際の利用者負担が3割になるなどの保険給付に制限が生じる場合があります。

1年以上滞納	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
1年6ヶ月以上滞納	費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。
2年以上滞納	サービスを利用するときに利用者負担が3割になったり、高額介護サービスなどが受けられなくなったりします。(利用者負担の割合が3割の人は、4割になります。)

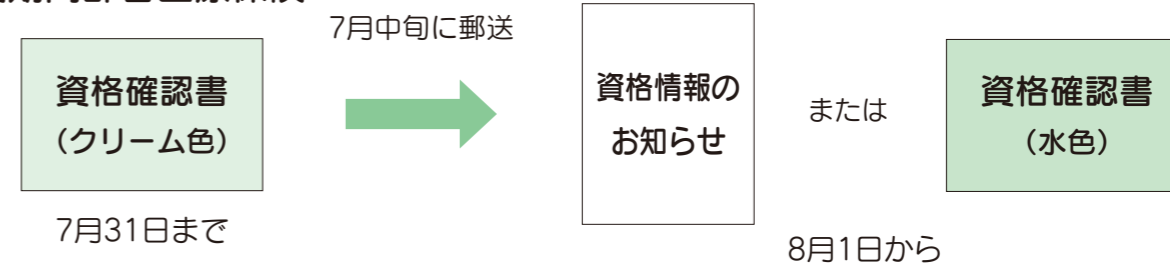
問 健康推進課 介護保険係 ☎57-8591

令和8年度国民健康保険・後期高齢者医療保険資格確認書などの更新のお知らせ

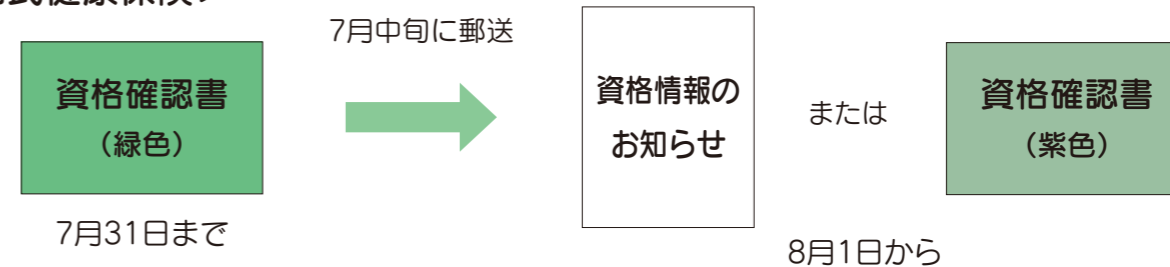
現在お持ちの資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日までです。

令和8年8月1日以降は、年齢やマイナ保険証の利用状況によって、資格確認書の取扱いが変わります。

<後期高齢者医療保険>



<国民健康保険>



(年齢は令和8年8月1日時点)

	対 象		
後期 高齢者 医療 保険	85歳以上の人全員	新しい資格確認書(水色)を交付	7月中に特定記録郵便で送付します。8月1日からご利用ください。
	84歳以下でマイナ保険証を利用していない人	新しい資格確認書(水色)を交付	
	84歳以下で普段からマイナ保険証を利用している人※1	資格情報のお知らせ(A4)を交付(新しい資格確認書の交付はありません)	7月中に普通郵便で送付します。引き続きマイナ保険証をご利用ください。
国民 健康 保 険	74歳以下でマイナ保険証利用登録していない人	新しい資格確認書(紫色)を交付	7月中に特定記録郵便で送付します。8月1日からご利用ください。
	74歳以下でマイナ保険証利用登録している人	資格情報のお知らせ(A4)を交付(新しい資格確認書の交付はありません)	7月中に普通郵便で送付します。引き続きマイナ保険証をご利用ください。

※1「普段からマイナ保険証を利用している人」とは

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している人
- ②概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用している人

※マイナンバーカードを紛失した人、更新中の人、マイナ保険証での受診が困難な人など、資格確認書が必要な場合は、福祉課国民健康保険係へ申請してください。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503